

羽生市議会都市民生常任委員会会議録（第3日）

議事日程 令和8年3月11日（水曜日）午前 9時30分 開 議

第 1 開 議

第 2 審査事項

- 1) 議案第 3号 令和8年度羽生市国民健康保険特別会計予算
- 2) 議案第 5号 令和8年度羽生市介護保険特別会計予算
- 3) 議案第 6号 令和8年度羽生市後期高齢者医療特別会計予算
- 4) 議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）のうち、都市民生委員会所管分
- 5) 議案第12号 令和7年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 6) 議案第18号 羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 7) 議案第19号 羽生市介護保険条例の一部を改正する条例

第 3 散 会

出席委員（7名）

中 島 直 樹 委員（委員長）	柳 沢 暁 委員（副委員長）
昆 佳 子 委員	川 田 真 也 委員
西 山 丈 由 委員	松 本 敏 夫 委員
丑久保 恒 行 委員	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

須 永 正 弘	健康福祉部長	佐 藤 友美代	高齢介護課長
秋 本 悟	国保年金課長	小野塚 祐	介護保険係長

山 畑 佳 菜	後 期 高 齡 年 金 係 長		
山 木 章 史	ま ち づ くり 部 長	横 田 徳 司	建 設 課 長
大 澤 健	課 長 補 佐 兼 治 水 係 長		
五 月 女 和 則	収 納 課 長	小 島 史 愉	収 納 係 長

事務局職員出席者

岡 田 光 弘	総 務 課 長
---------	---------

午前 9時30分 開 議

○中島直樹委員長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

議案第3号 令和8年度羽生市国民健康保険特別会計予算別冊1を議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 国保年金課長の秋本でございます。よろしく申し上げます。

初めに、同席する職員をご紹介します。

後期高齢年金係長の山畑でございます。

○山畑佳菜後期高齢年金係長 山畑です。よろしく申し上げます。

○秋本 悟国保年金課長 また、収納課も同席しております。

○五月女和則収納課長 収納課長の五月女です。よろしく申し上げます。

○小島史愉収納係長 収納係長の小島です。よろしく申し上げます。

○秋本 悟国保年金課長 大変恐縮ですが、着座にて失礼いたします。

議案第3号 令和8年度羽生市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。

参考資料1、羽生市一般会計特別会計予算説明書の184ページをご覧ください。

歳出の合計欄をご覧ください。

歳入歳出予算の総額は57億4,438万1,000円です。前年度予算に比べ8,168万2,000円、1.4%の増でございます。

主な要因は、医療の高度化や高額化、子ども・子育て支援納付金の創設により、医療費、保険給付費が1,954万4,000円、県に納める納付金が6,108万9,000円増額したことによるものです。

それでは、歳出から説明いたします。

188ページをご覧ください。

主なものについてご説明申し上げます。

188ページ説明欄、一番上の職員人件費は、国保担当職員の人件費9人分です。

次に、中段の一般管理事業は事務経費です。11節役務費、281万7,000円中、

郵便料272万4,000円は、資格情報のお知らせ、資格確認書及び高額療養費申請通知書等の送付に要する郵便料です。対前年度4万4,000円の増となります。

189ページをご覧ください。

12節委託料933万1,000円につきましては、国保のレセプトに伴う電算処理や資格情報の更新、国保連合会との情報連携のシステム管理料となります。制度改正に伴うシステム改修委託料44万3,000円は、資格情報のお知らせの様式見直しに伴う対応となります。

国民健康保険団体連合会事業59万5,000円は、埼玉県国民健康保険団体連合会の運営費等の会員負担金です。

続いて、賦課事業695万6,000円は、国民健康保険税の賦課に関するもので、納税通知書の作成、郵送料等の事務経費です。前年と比較して86万7,000円の減となっております。この要因につきましては、納税通知書等印刷物の単価が減額となったこと、残数整備による発注部数の減少により印刷製本費が減額となったものです。

続いて、徴収事業428万7,000円は、国民健康保険税の徴収に関する事務執行経費です。前年度と比較して97万6,000円の減となっております。この要因につきましては、190ページをご覧ください。

12節委託料のうち、コンビニ収納業務委託料の減によるものです。

ページ中段、趣旨普及事業40万3,000円は、国民健康保険制度の啓発用のパンフレットを作成するものです。

続きまして、運営協議会事業30万4,000円は、羽生市国民健康保険運営協議会に係る経費です。

第2款保険給付費についてご説明申し上げます。

191ページをご覧ください。

第1項の療養諸費全体につきましては、前年に比べ1,954万4,000円の増、35億4,814万4,000円と見込みました。

次に、第2項高額療養費については、前年同額の5億2,052万6,000円と見込みました。

192ページをご覧ください。

第4項、出産育児諸費の出産育児一時金支給事業1,500万円は、1件50万円で30人分を計上いたしました。

第5項葬祭諸費500万円は、1件5万円の葬祭費100件分です。

次に、第3款国民健康保険事業費納付金14億2,829万6,000円につきましては、埼玉県が算出し提示した金額を保険事業費納付金として県に納めるものです。前年度に比べ、全体で6,108万9,000円増となっております。

193ページをご覧ください。

増加の要因は、第4項子ども・子育て支援納付金分3,434万3,000円の創設と、医療の高度化・高額化により、全体として納付額が増額したのになります。

次に、第4款保健事業費についてご説明申し上げます。

説明欄の保健衛生普及事業の主なものについて説明いたします。

7節報償費17万3,000円は、運動教室や健康講座などの講師への謝金です。

11節役務費のうち、郵便料225万3,000円は、年2回の医療費通知やジェネリック医薬品差額通知等に要する経費です。年6回送付していましたが医療費通知を年2回にしたことにより、79万2,000円の減となりました。

12節委託料76万8,000円は、健康運動普及事業を行うための経費です。

18節負担金補助金補助及び交付金のうち、糖尿病性腎症重症化予防対策事業負担金341万6,000円は、糖尿病性腎症重症化予防対策事業に係る国保連合会への負担金です。

人間ドック等助成金1,160万円は、人間ドック、脳ドックの受診に対して2万円を助成するものです。人間ドックは520人、脳ドックは60人を見込み計上したものです。

194ページをご覧ください。

特定健康診査等事業について説明いたします。

12節委託料のうち、受診勧奨事業623万1,000円ですが、令和8年度、新たに特定検診への受診勧奨を専門事業者へ委託するものになります。令和7年度は、埼玉県事業として羽生市が実施していましたが、県の事業が終了したため、市として予算措置したのになります。

なお、財源につきましては、10分の10県の特別交付金で賄われます。より専門化し、受診対象者の受診履歴などから行動施行を分析してご案内の文言を変えるなどの工夫により受診率の向上を図り、重症化予防、医療費適正化につなげてまいります。

この事業導入により、今まで市独自で行なっていた受診勧奨はがきの作成や郵送につ

きましても一括して委託されるため、10節需用費のうち印刷製本費が84万9,000円減額され、84万3,000円となり、11節役務費のうち郵便料が106万3,000円減額され、181万9,000円となっております。

続きまして、12節委託料4,889万1,000円のうち、特定健康診査等委託料3,683万1,000円については、特定健康診査及び特定保健指導に係る費用です。対前年度1,184万3,000円の減となります。この要因は、被保険者数の減に伴う受診者数の減少と、受診者見込みを数年の実績値に合わせ3,600人としたものによるものと、令和7年度までは同事業に含まれておりました特定保健指導業務委託料502万1,000円について、項目を分けたことによるものです。

195ページをご覧ください。

第7款諸支出金5,410万1,000円のうち、第5目償還金4,800万円は、前年度に概算交付された国・県補助金の精算に伴う償還金です。

以上で歳出の説明を終わらせていただき、続いて、歳入の説明に入らせていただきます。

戻りまして、185ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税10億3,239万9,000円については、対前年度2,407万2,000円の増で、2.4%の増となります。

次に、第2款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目災害臨時特例補助金は、東日本大震災で被災した方で、羽生市の国保加入者の保険税及び一部負担金の減免に対する国庫補助金です。

次に、第3款県支出金41億3,229万1,000円について申し上げます。

第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金のうち、右側の説明欄、普通交付金40億6,869万は、保険給付等に対する補助金です。

次の特別交付金6,360万円は、保険者努力支援交付金県繰入金、特定健康診査等負担金及び特別調整交付金について見込んだ金額です。

次の財政安定化基金交付金は、埼玉県の財政安定化基金を利用する場合の科目です。

続いて、186ページをご覧ください。

第6款繰入金のうち、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金3億6,716万7,000円についてご説明いたします。

第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1億4,759万6,000円は、低所

得者の保険税の軽減分を公費により負担するものです。

第2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）8,764万2,000円は、保険者への財政負担として、保険税軽減の対象となる低所得者数に応じて公費により負担するものです。

第3節未就学児均等割保険税繰入金299万9,000円は、未就学児に係る保険税の軽減分を公費により負担するものです。

第4節職員給与費等繰入金8,869万円は、国保特別会計に係る人件費と事務経費分です。

第5節産前産後保険税繰入金24万円は、産前産後保険税の免除分を公費により負担するものです。

第6節出産育児一時金等繰入金1,000万円は、歳出にて出産育児一時金として計上しております1,500万円の3分の2を特別会計に繰り入れるものです。

第7節財政安定化支援事業繰入金3,000万円は、低所得者が多いまたは高齢者が多いなどの事由による国保財政の負担増に対する一般会計からの財政支援です。

第2項基金繰入金、第1目国民健康保険基金繰入金5,000万円は、国民健康保険税事業の運営に充てるため、国民健康保険基金から取り崩して繰り入れるものです。

諸収入、延滞金、加算金及び過料については、滞納保険税に対する延滞金及び加算金です。

最後に、187ページをご覧ください。

雑入については、交通事故等の第三者により保険給付を行うときの損害賠償金や、資格喪失後の受診や負担割合の変更による返納金です。

以上で説明を終わりにいたします。よろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑がある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業についてお伺いいたします。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 昨年の12月2日から、暫定措置ではあるものの、紙の保険証の利用が廃止されております。国保の窓口では、現在、特段のトラブルは起きておりませんが、引き続き被保険者の方が利用されるように、支障がないよう後期高齢者医療と併せて問合せ等に対応していきたいと考えております。

また、本市は、特定検診の受診率が県平均を下回っておりますので、受診率の向上に取り組めます。未受診者への勧奨強化を図り、生活習慣病の重症化予防と医療費適正化を図ってまいります。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今、出ました特定検診のところなんですけれども、まず、説明でもあったんですけれども特定健康診査等事業の、194ページの12節委託料、この中の特定健康診査等委託料3,683万1,000円ということで、令和7年度よりも1,184万3,000円減少して、それが被保険者の数とか受診率に合わせたというような話があったと思うんですよね。だと、これは結構、受診率を上げようとする中で減らしちゃって、その予算の配分といいますか、どれぐらいまで予算は取ってあるということになるんでしょうか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 端的に申しますと受診率40%、県の平均を目指して予算を取っております。

現在の受診率が38%程度となっておりますので、2%上昇させることで考えておりまして、また、今までの予算措置ですと、データヘルス計画がございまして、そこに合わせて予算を多めに取らせていただいたところがありますが、そこに合わせますと51%のその目標値で予算を取る形になりますので、開きすぎるというところがありますので、根拠として、県の平均値に近づけるというところで40%をみなしております。

また、もちろん委員おっしゃるとおり、予算措置が配分が足りなくなった場合、この特定検診を受けることはよいことですので、そのための予算措置は、足りない分は補正予算等で対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 同じところで、新たに委託するという話があったんですよね。ちょっとそれは、その詳細についてお伺いします。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 今回の委託についてなんですけれども、ご説明でもさせていただいたとおり、今年度は埼玉県の実業といたしまして、ちょっとよろしくないことなん

ですけれども、検診の受診率が低い自治体をピックアップいたしまして、羽生市もそうですし、深谷市とかも受けてはいます。けれども、団体ごと県の勧奨事業というところで、専門のキャンサースキャンという会社に県が委託したものを我々が受けて、同時に受診勧奨をしているものになります。

詳しいところで言いますと、今までの例、私たちがやっていた受診勧奨は、はがきを送らせていただいて、受診してくださいなどの一方通行なものも多かったんですけども、今回、現年度もやっているものは新たな方法でして、AIを使いまして、今までの受診歴や、その人の年齢だったり家族構成とかも含めまして、人格構成というんですか、こういうふうに勧奨すると行きやすいよというところを大きく、4分割に分けて、その人に合った特性で受診勧奨をするというところでございます。そのほか、SNSだったりとか、ホームページを専門のものを立ち上げたりとか、いろんな方法で受診率向上を図っていく事業になります。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今、県からその低いところなど指定されてしまったということで、指導を受けるという形になるのでしょうか。ちょっとその辺、確認です。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 指導というところまではいきませんが、令和7年度、ピックアップされて県全体でもう少し上げていきたいと思いますというところで、一緒にやってみようという意味合いで羽生市さんどうですかと言われて、ぜひお願いしますと手を挙げたものでございます。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに。

松本委員。

○松本敏夫委員 193ページ、歳出ですけれども、助成金ですけれども、人間ドックのこの助成金1,160万円かな、計上されていますよね。これはあれですか、人数が、私、ちょっと聞き間違えたかな、580名とか60名かな。何かその辺の確認をちょっともう一回やりたいのと、年齢に関係なく一律この助成をしているのか、そこをちょっと確認したいんですけれども。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 人間ドックの人数はまず520名、もう一つ、脳ドックというのを受けられます。脳ドックで60人を見込んでおります。脳ドックか人間ドックどちらか一方を助成するという形になります。助成金は、年齢にかかわらず2万円になります。

○松本敏夫委員 520名かい。1人2万円。

○秋本 悟国保年金課長 はい。

○松本敏夫委員 年齢のあれは。

○秋本 悟国保年金課長 年齢は特に関係なく、もちろん、人間ドック受けられるのは30歳以上ですので、そういうところはもちろんありますけれども、人間ドック受けられる方でしたら、国民健康保険に加入している方であればどなたでも大丈夫です。

余談になりますけれども、後期高齢者医療でも同じような制度がございますので、こちら国保年金課で所管している方々につきましては全員人間ドック、脳ドック、ぜひ受けてくださいという姿勢でございます。

○中島直樹委員長 松本委員。

○松本敏夫委員 それは、この520名でちょうど予算計上されていますよね。それは、その枠内で大体間に合っているんですか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 失礼いたしました。

令和6年度の実績をまず申し上げます。人間ドックが478名で、脳ドックは40名でした。合計すると528名で、その前の令和5年が合計すると494名で、これにすると30名ほど上がっています。今年度が、2月20日時点で461名受診という、こちらに申請がございますので、若干右肩上がりにはなっておりますので、予算は足りるものと考えております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

昆委員。

○昆 佳子委員 ちょっと先ほどの受診勧奨事業のことでもう一度確認させていただきたいんですけども、これは、令和7年度、県が羽生市は検診が少ないということでピックアップされてしまったという話をされたんですけども、例えば、来年度、この勧奨事業で受診率が上がったと、今、31%でしたっけ、県の40%を超えて受診率が高くなった場合は、この勧奨事業というは一旦ストップとかするような感じにはなるんでし

ようか。ずっとこのまま続いていく形になるのでしょうか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 こちらは予算の範囲内と、あと、補助金の範囲内、交付金が10分の10でございますので、自治体の人口規模、国保の加入者の規模によって上限が決まります。けれども、その範囲内でずっと続けていきたいとは考えております。もちろん、全国で見ますと、埼玉県の平均は40%程度なんですけれども、60%とかいっている自治体やそういうところもありますので、受ければ受けるほど皆さんの健康寿命は延びると考えていますので、続けていきたいと考えております。

○中島直樹委員長 昆委員。

○昆 佳子委員 最終的にはというか、どれぐらい受診率を上げていきたいという目標と
いうのはありますか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 データヘルス計画によりますと、この辺、例えば、さっきいただいたところで60%、国のほうで、やはり60%を目指しましょうとなっております。そこは目標としていきたいところではありますが、まず、第一の目標としては県の平均を目指し、40%を超えることを第一の目標としております。

○昆 佳子委員 ありがとうございます。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 おはようございます。

何点か教えてください。

重点項目の中にあつたんですけれども、紙の保険証がもうなくなって、本格的には始まったということで、ちょっと、じゃ予算とはちょっとずれちゃうかもしれないんですけども、現在、今、資格確認書のみで医療を受けている方というのは、国保の方の中の何パーセントぐらいいるのか教えていただければと思いますが。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 まず、マイナ保険証の登録率からお伝えいたします。まずはこちら、ちょっと数か月遅れて県から報告があり、11月末時点で登録者が6,859名います。それが国保の、この時の被保険者が1万193人なので、67.29%が登録率です。その方々がマイナンバーカードを使って、マイナ保険証を使って受診されたの

が70%になりますので、6,859の30%、2,000人ぐらいがその中でも資格確認書で使っていて、もともとマイナ保険証を持っていらっしゃる方がおよそ3,000名ほどいるので、5,000名ほどですかね。なので、半数程度が資格確認書を使っていると見込まれます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 せっかくマイナンバーカードを持っているのにマイナ保険証にしていないう方が結構いるなというのが実感です。後は、そのまだマイナンバーカードのほう登録していないという方もいらっしゃると思うので、今後、やっぱり、単にマイナンバーカードでマイナ保険証にすることによって、私なんかも実感するのが、お薬手帳いらないよとか、そういうのもあるんですよね。だから、そういったことを、このいいところをどんどんアピールしていただいて、今後、その特にマイナンバーカードを持っている方はどんどん移行してくださいというようなご案内等、あるいはもう、行政としてどんな感じでアピールしていくのか。お考えがあれば教えてほしいんですけども。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 まず、私たちの窓口でマイナンバーカードの問合せなどは受け付けさせていただきます。そのときには、しっかりと利点性だったりとかご説明させていただきます。また、国保加入されている方、被保険者の方に私たちが接触するのって、実際、7月に一斉更新というのがありまして、皆様に資格情報のお知らせか資格確認書をお送りさせていただきます。そのときに何かしら、工夫をして、マイナンバーカード普及に向けて、実際便利なんだよというところは訴えていかなければいけないと思いますので、数少ない接触機会を大切にしていきたいと思います。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ぜひ普及率等を今後もしていただければと思います。

次なんですけれども、今度、国保税のほうなんですけど、やはり滞納が、多分、あるかと思うんですけれども、滞納率と金額というのは大体どれくらいか教えてください。

○中島直樹委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 国民健康保険税の滞納繰越分における滞納でありますけど、3月1日時点で688人、金額としましては約1億1,500万円になります。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。

ちょっと金額がショックだったんですけれども、こんな小さなまちと言ってはあれですけれども、人口6万人にも届かないまちの中で滞納が約700人弱、688人で、滞納金が1億円ということで、これは何でなのかなとは思いますが、これの中に、やはり、毎回言っていて申し訳ないんですけれども、外国籍の方結構いるかと思うんですけれども、外国籍の方の国保の、羽生市内で国保に入っている方全体に対しての何割ぐらいが外国の方で、例えば、全体の滞納率と外国の方の滞納率というのが差異があるのかというのを分かれば教えてほしいんですけれども、難しいかな。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 では、まず、外国籍の方が現在、国保に何名ぐらいいるかというところを私のほうからお答えいたします。

外国籍の方は、昨年4月1日時点は501名いたんですけれども、やはり、出入りがすごい激しいもので、こちら3月5日時点で432名おります。

○中島直樹委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 先ほど国保年金課長のほうから現在の国保に加入している外国人の人数のお話がありましたが、私のほうで把握しているのは、転出してしまった方も含めての滞納繰越分になります。外国人の方は236人、金額は約4,200万円になります。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ですよ。多分滞納の、人口に対しての滞納している方の割合というのは、多分、そうなんじゃないのかなと思ってお聞きしたんですけれども、やはり結構いらっしゃるんですよ。

これ前回、決算のときだっけな、その外国の方にもルールをきちっと守ってくださいねというご案内なんかもしてくださいというお話をさせてもらって、冊子とか使ってやっていただいているとは思いますが、やはり、これ結局、この外国の方で滞納しちゃったという方は、多分、転出しちゃうと、国に帰っちゃうのか、あるいは、ほかのまちに行ってまた同じようなことをするのか分からないですけれども、後を追えないのでね。

ただ、やはり羽生に来た場合はきちっと、いるときはきちっといただきますよという、やっぱり、しっかりした姿勢を見せていただいて、そうじゃないと、結局これ、例えば、236人の4,200万円という数字出ていますけれども、これ我々の、多くの市民の

方の税金からこれを負担するということになっちゃうじゃないですか。だから、これ結構大きい数字なんで、今後、もっとしっかり対応していただければと思うんですけども、今後、しっかり対応するに当たって、今まで以上にどんなことが考えられるかなというの、あれば教えてください。

○中島直樹委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 収納課としましては、転出される際に市民生活課に寄っていきまので、その際に滞納状況を確認し、収納課のほうに来ていただいご説明をしております。

来年度以降、私たちのほうでやっていきたいと思っておりますのは、やはり滞納繰越、滞納となってしまうとなかなか、先ほど川田委員のおっしゃったように取るのが難しくなりますので、現年課税分、現年から早め早めに、差押えなどの財産調査を行なっていきたいと思っております。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 国保年金課といたしましては、何度か委員会でもお話しさせていただいたかと思いますが、特別療養費という制度がありまして、こちら、窓口のお支払いがあなたは10割になります、後々償還払いで7割分を国保年金課に請求してくださいという制度ですけれども、そちら3回通知をいたしまして、保険税の納税の相談などにも至らない方も対象にしたいと考えておりまして、今年度、ちょっと時間はかかってしまいましたが、他市町村の状況とかを見まして、幾らぐらいで線引きするのがいいかということも含めて、4月1日をもって、10割を設定するための要綱を定めさせていただいて、しっかり通知を3回出して、特に高額滞納者、そういう方を窓口払い10割にして、中には外国籍の方も含まれておりますので、そういう方にしっかりと国保の制度使ってください、支払ってくださいというところは伝えていながら、ちょっときゅっとするような形になってしまっていますが、そんなような対応は考えております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。

やっぱり我々は、例えば、アメリカに住んだりとか、中国に住んだりとかした場合は、アメリカなんかは国保ないんで、ほかの国に、よその国に行ったとしても、その国の国保ってほぼ使えないんですよ。それを、やっぱり日本は、国が優しいからかもしれない

んですけれども、数か月住んでいただければ国保に加入できて、日本の国民の皆さんと同じような保険制度使えますよ、ちょっと納得いかないところもあるんですけれども、そういう制度になっちゃっているんで、ぜひその制度を悪用されないように、もう末端の窓口で本当に大変かもしれないんですけれども、ぜひ今、課長とお話しいただいた対策等を、本当に大変かと思うんですけれども、執行していただいて、今後は、やはり市民に負担がかからないように頑張っていただければと思います。

本当に、予算の収入見ても延滞金500万円とある。これありきで上げちゃっているのが寂しいんですが、これ本当は、ないほうがいいわけじゃないですか。前年なればこれ出てこないんで、だから、そういった形でできるように頑張っていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 川田委員のおっしゃるとおりで、外国人と日本人、実は、区別せずにしっかりと納税していただきながら、しっかりと国保の制度を活用してきたいと思っていますので、とはいえ、力を入れるところは入れて、みんなにしっかりと使っているところは頂くという形で取り組んでまいりたいと思います。お願いします。

○中島直樹委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 私たちにつきましても、実直に滞納整理を進めてまいります。

○川田真也委員 よろしくお願いします。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今、滞納の話もあったんですけれども、結構、状況としては、結構払えるのに払えない人が多いのか、それとも、生活が困窮していて払えないという人も結構いるのか、ちょっとその辺ってどんな感じなのかお伺いいたします。

○中島直樹委員長 収納課長。

○五月女和則収納課長 払えないという方は、物価高とかの影響はあるかと思っています。

もう一つ、払える余力があるのに払っていないという方につきましては、こちらは財産調査を行なって、差押えで対応していますので、影響としてはこのような状況になっております。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員　そういう事情もあるんですけども、全体として、来年度に向けて、国保というのは負担が増えていく方向なのか、それともあんまり変わらないのか、それとも、負担が減るような内容になっているのか、ちょっとこれの方向性はどうなっているのかお伺いいたします。

○中島直樹委員長　国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長　国保税につきましては、今まで医療分、後期高齢者支援分、介護分、3つの柱で賦課させていただいていたところですが、児童手当の拡充とかの財源に充てるために、子ども・子育て支援金分というのが今回、4つ目の柱として来年度より創設されます。こちらがおおむね、国保で言うと1世帯4,000円ぐらい年間上がると見込んでおります。

以上でございます。

○中島直樹委員長　柳沢委員。

○柳沢 暁委員　そうですね、何か負担が減るような対策として、先ほども出た特定検診とかも、やっぱりそういうものの一つなのかなと思うんですけども、どんな方法が考えられて、実行していきたいと思っているのか、ちょっとその点をお伺いいたします。

○中島直樹委員長　国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長　やはり、柳沢委員おっしゃるとおり、検診受診率を上げて医療費を抑制していくというところが、遠回りですけども、近道になってくるかと思えます。

また、埼玉県全体で言いますと、令和9年度より、埼玉県がお示しした税率があります。そちらを採用していくという準統一というのが行われます。そちらの算定が、実際、羽生市の人口規模だったりとか医療費だったりとかを算定するもので、低ければ低いほど提示される税率は低くなると見込んでおりますので、そこも踏まえて、やはり地道な形で、皆さんが健康になっていただくということも含めて受診に力を入れていきたいと思えます。

なお、令和12年度には、埼玉县市町村にかかわらず一斉に同じ税率になるという統一ということも視野に入っておりますので、そうしますと、もう埼玉県全体で頑張らなければいけないということが国保の実際の情勢になっております。

以上でございます。

○柳沢 暁委員　分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第3号 令和8年度羽生市国民健康保険特別会計予算について、反対の立場から討論します。

2025年自治体要請キャラバン資料集によると、2025年4月1日時点の国保税の滞納世帯数は1,399世帯、滞納率は19.5%、およそ5世帯に1世帯が滞納となっています。やっぱり、一般会計からの法定外繰入れを行うなど国保税を引き下げる対策を実施し、支払える金額にするべきと考えます。

以上、反対討論といたします。

○中島直樹委員長 ほかに討論はございますか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前10時14分 休 憩

午前10時14分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

次に、議案第5号 令和8年度羽生市介護保険特別会計予算別冊1を議題といたしま

す。

高齢介護課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 高齢介護課長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

同席する職員を紹介いたします。介護保険係長の小野塚です。

○小野塚 祐介護保険係長 小野塚です。よろしくお願ひいたします。

○佐藤友美代高齢介護課長 また、収納課長も同席しております。

○五月女和則収納課長 収納課長の五月女です。よろしくお願ひいたします。

○佐藤友美代高齢介護課長 それでは、着座にて説明させていただきます。

令和8年度羽生市介護保険特別会計予算のうち、主なものについてご説明いたします。

別冊1、令和8年度羽生市一般会計・特別会計予算書の21ページをお開きしております。

議案第5号 令和8年度羽生市介護保険特別会計予算の総額は、第1条にありますとおり56億6,428万9,000円です。こちらは前年度より1億3,218万1,000円の増額で、増加率は約2.4%です。

それでは、資料を変わります。

資料変わりまして、参考資料1、予算説明書の213ページをご覧ください。

歳出よりご説明いたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費1,354万2,000円につきましては、介護保険制度の運営に係る経費で、介護保険被保険者証や封筒、制度説明パンフレットなどの印刷製本費や郵便料、システム使用料などになります。

前年度と異なるものとしまして、介護保険事業計画等を策定するための経費がございます。現行計画の計画期間が令和8年度末で終了するため、次の3年間の計画期間とする次期計画を策定するものです。関連する支出としましては、1節報酬のうち2つ目、介護保険事業計画等策定委員報酬22万6,000円や、12節委託料のうち2つ目、介護保険事業計画等策定委託料792万円を計上しております。

なお、現行計画の更新に加え、新たに認知症施策推進計画を一体的に策定することから、前回策定時の予算額から増額となっております。

次に、第2項徴収費、第1目賦課徴収費のうち、説明欄、賦課事業の829万

6, 000円につきましては、主に第1号被保険者の保険料賦課に係る決定通知や納付書などの印刷代、郵便料などの事務的経費になります。

214ページに移ります。

12節委託料の3つ目、介護保険システム改修委託料82万5,000円は、介護保険料の納付について、地方税共通納税システムに対応するためのシステム改修費用ですが、システム標準化が延期になり、令和8年度中の対応が事実上困難になったため、令和8年度は失効しない見込みでございます。

次に、第3項第1目介護認定審査会費は、介護認定審査会を開催するための経費になります。

説明欄、介護認定審査会事業のうち、主なものは1節報酬533万円で、介護認定審査会委員に対する報酬でございます。認定審査会82回開催分を見込んでおります。

215ページに移ります。

第2目介護認定調査費の説明欄、介護認定調査事業は、認定調査員の訪問調査など、介護認定審査に必要な調査を行うための経費になります。

主なものとしまして、11節役務費のうち、医師意見書手数料1,024万1,000円です。これは、介護認定審査に係る意見書を医師に作成していただくためのもので、2,260件分を見込んでおります。

次に、第2款保険給付費につきましては、全体で53億3,801万円で、前年度当初と比較しますと1億4,478万5,000円、約2.8%の増となっております。

説明欄の一番下、介護サービス等給付費、18節の主なものですが、216ページに移ります。

説明欄の1つ目、居宅介護サービス給付費17億3,054万4,000円は、自宅での生活を支援するための介護サービスで、訪問介護や通所介護などに要する給付費です。訪問系サービスは平均で月1,162件、通所系サービスは月630人分を見込んでおります。

また、説明欄の上から6つ目、施設介護サービス給付費20億8,428万円は、特別養護老人ホームなどへの入所に係る給付費で、保険給付費の約4割を占めております。特別養護老人ホームは平均して月390人分を、老人保健施設は182人分を見込んでおります。

次に、第2項介護予防サービス等諸費につきましては、介護になる前の要支援1また

は2の認定を受けた方が要介護状態にならないようにするために利用する介護予防サービスへの給付費です。

説明欄の介護予防サービス等給付費のうち、主なものは、18節負担金の1つ目、介護予防サービス給付費4,924万8,000円です。これは、在宅の方の介護予防サービスに係る給付費で、通所リハビリは平均して月34人分、福祉用具の貸与は年間約2,700件分を見込んでおります。

217ページに移ります。

次に、第3項第1目高額介護サービス等費です。

説明欄、高額介護サービス等費1億3,235万8,000円は、介護サービスまたは介護予防サービスを利用した際、利用者の自己負担額が所得に応じた上限額を超えた場合、その超えた部分について保険給付するものです。高額介護サービス費については約1万200件分を見込んでおります。

次に、第5項第1目特定入所者介護サービス等費1億3,096万3,000円につきましては、特別養護老人ホームや老人保健施設の入所者やショートステイの利用者のうち、所得の低い方の負担軽減を図るため、食費と居住費の自己負担額が一定の限度額を超えた部分に対し保険給付を行うものです。月当たりの食費を約370件分、居住費を340件分見込んでおります。

218ページに移ります。

次に、第4款地域支援事業費ですが、全体で2億6,367万4,000円で、前年度と比較すると約7.4%の増加になります。

地域支援事業は、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、住み慣れた地域で日常生活を送れるよう支援する事業です。

では、地域支援事業費のうちの主なものについてご説明いたします。

説明欄の介護予防サービス事業1億3,578万円は、要支援1・2の方等が受けるサービスに係る費用で、訪問型サービス月90件、通所型サービス月319件、年間で延べ約5,000件を見込んでおります。

219ページに移ります。

次に、第2項一般介護予防事業費のうち、説明欄、地域介護予防活動支援事業につきましては、要支援、要介護状態になる前から取り組む介護予防事業に係る経費になります。

10節需用費のうち、消耗品費161万3,000円の主なものは、介護予防支援ボランティアポイント事業に係る商品券120万円でございます。対象者は、地域介護予防サポーターまたは傾聴ボランティア活動をしている65歳以上の方で、約400名を見込んでおります。活動ごとに獲得したポイントに応じて、3,000円を上限に商品券をお渡しいたします。

220ページに移ります。

18節のいきいき百歳体操運営補助金157万5,000円は、各地域で実施しているいきいき百歳体操の運営補助金です。現在、市内42会場で実施しております。

次に、地域リハビリテーション活動支援事業776万6,000円につきましては、先ほどご説明いたしましたいきいき百歳体操の普及・支援のための経費になります。主なものとしましては、12節の地域リハビリテーション活動支援事業委託料です。これは、いきいき百歳体操の会場に理学療法士を派遣し、体力測定や指導を行なってもらうための委託料で、120回分を見込んでおります。

次に、第3項第1目包括的支援事業費の主なものについて申し上げます。

説明欄の地域包括支援センター運営事業のうち主なものですが、221ページに移ります。

説明欄の一番上、第12節委託料の3つ目になります。地域包括支援センター運営業務委託料4,800万円でございます。高齢者の総合相談窓口として、東部、南部、西部の市内3か所に設置する地域包括支援センターへの運営委託料になります。また、17節備品購入費445万9,000円につきましては、地域包括支援センターシステムにデータを取り込むための変換機器の購入でございます。システム標準化以降も現在と同様の形式でデータ抽出するための機器の購入を予定しておりましたが、システム標準化の延期に伴い、令和8年度の執行は見送る予定です。

次に、在宅医療・介護連携推進事業のうち主なものは、18節、在宅医療・介護連携推進事業負担金403万7,000円で、さきの12月定例市議会において債務負担行為をご可決いただいたものになります。医療と介護の連携を強化するため、加須市と協働して北埼玉医師会へ事業委託するための羽生市負担分となります。

次に、認知症総合支援事業につきましては、認知症の方に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう支援するものです。主な内容としましては、認知症を早期に発見し、必要な支援をつなげる認知症初期集中支援チームに係る経費などがございます。

222ページに移ります。

次に、地域ケア会議事業につきましては、高齢者の支援事例を基に医療や介護に関わる多職種の方がそれぞれの専門的知見から助言などを行い、よりよい支援やケアの内容を検討する地域ケア会議に係る経費になります。8回の会議のほか、研修会を2回予定しております。

次に、生活支援体制整備事業の委託料796万円は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる地域の体制を整備するため、社会福祉協議会に委託をするものです。

次に、第2目任意事業でございます。説明欄、任意事業は、地域の実情に応じて市で行う事業で、認知症サポーター養成講座や成年後見制度の周知、支援、ケアプランの点検などを行っております。

223ページに移ります。

第19節扶助費の2つ目、成年後見人等報酬助成費172万8,000円につきましては、成年後見人の報酬を支払うことのできない低所得者の方に対し、その費用を助成するもので、9人分を計上しております。

次に、第3目包括的支援・任意事業総務費につきましては、包括的支援事業と任意事業に係る事務経費になります。

以上で歳出の説明を終わります。

続いて、歳入の説明に移ります。

資料は、210ページに移ります。

第1款介護保険料12億9,401万1,000円は、65歳以上の第1号被保険者の方に納めていただく保険料です。対象被保険者数1万6,700人、収納率98%を見込んで計上しております。

次に、第2款国庫支出金は、国からの負担金及び補助金ですが、事業により国の法定負担分が決まっています。

第1項国庫負担金9億4,144万円は、介護給付費に対する国の負担分です。

次に、第2項の国庫補助金のうち、第1目の調整交付金1億3,345万3,000円は、各自治体の後期高齢者費や高齢者の所得状況の格差による負担能力を勘案し、調整交付されるものです。

第2目及び第3目の地域支援事業交付金は、介護予防・日常生活支援総合事業などの地域支援事業に対する国の法定割合分になります。

次に、第3款の支払基金交付金14億8,565万6,000円は、40歳から64歳までの第2号被保険者の法定負担分で、社会保険診療報酬支払基金を通して市へ交付されるものです。

次に、第4款県支出金8億2,838万3,000円は、介護給付費及び地域支援事業費に対する県の法定負担分になります。

211ページに移ります。

第6款繰入金ですが、介護給付費と各事業の市の法定負担分です。

第1項一般会計繰入金8億2,852万8,000円は、9日の委員会においてご説明をいたしました一般会計から繰り入れられるもので、市の法定負担分になります。

第2項基金繰入金は、介護保険事業計画に基づき、介護給付費準備基金から1,530万円を取り崩して繰り入れるものです。

その下、第7款繰越金5,741万1,000円は、前年度からの繰越金になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 暫時休憩いたします。

45分から再開します。

午前10時34分 休憩

午前10時44分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

先ほどの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業についてお伺いいたします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 令和8年度の重点施策としまして、3点申し上げます。1点目は、先ほどの説明でも触れましたが、第10期介護保険事業計画等の策定でございます。こちらは、3年ごとに計画を策定するもので、次期計画期間は令和9年度から11年度までの3年間となります。今回、新たに認知症施策推進計画を一体的に策定をしまして、認知症施策のさらなる推進につなげてまいりたいと思っております。

2点目が、介護予防事業の推進です。いきいき百歳体操をはじめ、はつらつ教室の開催やボランティアの養成など継続して事業に取り組むとともに、増え続ける高齢者の介護予防に有効な取組を計画を策定する中で検討を進めてまいりたいと思っております。

3点目は、エンディングノートの普及啓発です。今年度、エンディングノートを制作いたしました。今年の2月から配布を開始いたしまして、大変好評をいただいております。令和8年度につきましては、書き方のポイントなどを伝える講習会のような、市民向けのセミナーを開催いたしまして、より広く活用してもらえるような取組を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

○柳沢 暁委員 はい。

○中島直樹委員長 質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 お疲れ様です。

何点かお聞きしますけれども、先ほどエンディングノートの話が出て、私も課長からお話をいただいて、見たらすごくいいものでした。あれぜひ普及させていただきたいと思うんですけれども、あのときもお話しさせてもらったんですけれども、やっぱり、エンディングノート持って帰って親に渡すと、殺す気かと言われる。そうじゃないんだよというのを、やっぱり、今回そのセミナー等を開催するに当たって、そうじゃないんだよということをやっていただけのかと思うんですけれども、ぜひそのセミナーに、高齢者の方だけじゃなくて我々現役世代の方も参加しやすいような形で、要は、例えば親子で参加していただくとかというのも一つの手なのかなと思いますんで、その辺、やっていただきたいんですけれども、多分、でもあれ、ノート自体も結構予算って、今後かかるんですか。すごくいいものだったので。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 まず、今年度、予定していなかったのですが、エンディングノートを作ったいきさつというんですか、これまでも検討は進めていたようなんですが、費用をかけずに作成することができるということが今年度分かりまして、それで、急遽進めていきました。

今年度、費用負担なく2,500部制作いたしました。こちらは、また1年後、必要

な部数を費用負担なく頂けるという連携協定を締結いたしましたので、今後も費用負担がない見込みでございます。

ただ、今申しあげましたセミナーなどにそのエンディングノートを制作した会社から講師を招く場合には別途費用がかかることもあるという話をいただいております。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。できるだけ費用かけないでということが伝わりましたので、大変いいかなと思います。

次なんですけれども、やはり、後期高齢者の方が増えるので、介護認定の数も比例して増えていくかと思うんですけれども、今後、何年ぐらいは増え続けるのかな。多分、我々世代が後期高齢者になるのが、大体20年後ぐらいが多分、ピークなのかな。要は、団塊ジュニアだとかその辺の世代なので、悪く言うと氷河期世代なんですけれども、その人数が減ると、過ぎると今度は減ってくると思うんですけれども、後何年ぐらいはほとんど増えちゃうのかなという予想というのは立てていきますでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 国の推計によりますと、2040年を目安に高齢者の数がピークに達するという見込みでございます。ただし、その後も単純に減っていくということではなく、数としては減る推測でしょうけれども、高齢者の割合、特に、後期高齢者の割合が全体の中に占める数字が大きくなっていくという見込みがございますので、より支える側の負担というものが危惧されるころではございます。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 そうですね、人口推移のこういうやつあるじゃないですか、あれ見ると、今の30代、40代が少なくて、その下のその人たちがご結婚されたりとか、子どもが、やっぱり少ないんですよね。だから、今まで団塊世代がいて、団塊ジュニアがいて、その下が本当はでかくなるはずなのが、いびつになってきちゃっているんで、だから、やはり今後、高齢者対策、こういった介護対策というのは、やはり、福祉のほうだけで対応じゃなくて、子育てと福祉を、やっぱり一緒にまとめて考えていかないと、私は、だから、支えてくれる人がいないと、どんどん負担が増えていっちゃうので、だから、そういうことを考えていただければと思います。

やはり、予算とかを見ても、例えばこれ、違いが、私、よく分からなかったんですが、介護認定審査会事業というのがあって、次に、介護認定調査事業というのがあるんですけども、多分、仕事は違うんでしょうけれども、これ同じような名前のものが2つあるんですけども、逆にこれ、全然話が違って申し訳ないんですけども、これはどういう違いがあるのか教えてください。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 自分の説明が十分でなくて申し訳ございません。改めてご説明をさせていただきます。

まず、214ページの介護認定審査会事業は、介護認定の決定をするプロセスの中で、介護認定審査会という場がございます。この合議体の中で、最終的に申請した方の介護度を決定する、その合議体、介護認定審査会を開催するための経費になります。

続いて、215ページの介護認定調査事業、こちらについては、説明では触れませんでした。1節の報酬に会計年度任用職員報酬8人とありますが、こちらがそのプロセス、今申し上げました介護認定を受けるプロセスの審査会よりもっと手前、介護認定調査員がご自宅ないし施設を訪問いたしまして、その方の状態を直接見たり、聞き取りをした上で介護認定審査会の資料につなげるというものになります。その認定の調査に係る費用がこちらの215ページの事業になります。

以上です。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。すみません、私が勉強不足で聞いちゃったんで。

そうすると、調査会の方と審査会の方は重複はないということで理解していいわけですね。

○中島直樹委員長 はい。

○佐藤友美代高齢介護課長 そのとおりです。

○川田真也委員 分かりました。

以上です。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 220ページの、重点事業でも上げられていたいきいき百歳体操のところなんですけれども、何か、近年は人数というのが増えていっているのかというのと、

あとは、今後の箇所数が増えたりとか、増やしていくような考えなのかというのはどう
なんでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 まず、参加の傾向ですけれども、今年度、直近の数字としま
して、参加者等と、サポーターと呼ばれるその会場ごとの指導役のサポーターも含めて
1, 311人でございます。この数字は、令和6年度の1, 328人から、数字として
はやや減少しておりますが、長い目で見ますと、高いところで止まっているような風に
感じております。

ただ、羽生市総合振興計画の目標指標では、こちらを令和9年度、計画期間の最終年
度までに高齢者に占めるいきいき百歳体操参加率を10%にするという目標を掲げてい
る中で、現在の参加者数は7.9%にとどまっております。したがって、今で十分
ということはないという認識でおりますので、参加者もそうですし、会場も、できたら
もう少し増やしたいなという考えはございます。

一方で、なかなか、我々がそう思っていましても、地域ごとのそのサポーターになる
という人材育成が必要でございまして、近いところでやってくれたら参加したいだけ
けれども、参加するだけならいいけれどもサポーターにはなれないといったような、なか
なか先頭に立ってそのいきいき百歳体操の会場を支えてくれる人材の育成に今、まだ追
いついていないような状況がございますので、そういった課題を今、認識している中で、
ますます取り組めたらいいなというところは考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今後は箇所数、この地域は弱いから増やすとか、何かそういうような方
向性といいますか、考えているのが何か所かあるんでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 いきいき百歳体操の会場については、我々としては支援する
立場でございますので、自治会の集まりなどでこういった活動はいかがですかというお
声かけを今現在もしております。その中で、できることでしたら、令和6年度末に立ち
上がりました三田ヶ谷地区が今、会場が2か所でございますが、まだまだ三田ヶ谷とい
う広い地域の中で、2か所といいますと、ちょっと自宅からの距離があるなという高齢
者の方もいらっしゃるの事実でございますので、そういったところはよりお声がけな

を進めていきたいと思っております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 その事業効果といいますか、その状況というのはどうなんですか。元気になってきているんでしょうか。その辺をお伺いいたします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 元気になるのが一番だと思いますが、やはり高齢者なので、目標は維持なのかなというところはあります。

令和6年度から年に1回体力測定を進めておりまして、今、2年目に入っておりますが、令和6年度のいきいき百歳体操の体力測定の結果をホームページに掲載しております。参考までに、数値化したものを上げているのですが、羽生市民の参加者の体力の結果は、バランス力や筋力、移動能力という項目全てにおいて、全国平均よりは普通もしくは高いなど、非常によい傾向があるという結果が出ておりますので、継続して取り組んでもらえるように勧めてまいりたいと思います。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 221ページなんですけれども、認知症総合支援事業で、認知症初期集中支援チームの検討委員会とか、認知症のこういう集中支援というようなものがあるんですけれども、何か、新年度どんな活動をする予定なのかというのはあるんでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 認知症初期集中支援チームという活動なんですけれども、こちらは羽生市内の高齢者で認知症が疑われるにもかかわらず受診をされない方がいた場合において、その方にどういったケアをするか、あらかじめ医師や、保健や福祉に関わる者で集まって検討した上で、必要があればご自宅を訪問して医療につなげるといった取組になります。

こちらは、継続して実施しているものですので、令和8年度につきましても、そういった対象になるような方がいらっしゃるようでしたら、速やかに対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今、ちょっと同じところで、結構委託料のところも、12節委託料にも認知症初期集中支援委託料とかいろいろあるんですけども、何か、こういうのの何か見込みの、何人見込んでいるとか何かどういうものなのか、ちょっとこの詳細についてお伺いします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 こちらの委託料も、先ほど来話に出ています認知症初期集中支援事業の中の委託料になります。

令和8年度の見込みとしまして、先ほど申し上げた関係者、医療や保健や福祉に関わるチーム員の会議を想定として6回、それからケースの訪問、実際訪問する回数を5回を見込んで17万9,000円を計上しております。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 同じところで、今、認知症カフェ運営補助金というのがもうちょっと下のほうにあるんですけども、この今、開催状況とか、何回開催予定していて、何人ぐらい参加してもらえる予定とか、何かいろんな詳細についてお伺いします。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 今年度の活動状況でございますが、補助金を受けている団体として2団体の活動がございます。補助金を受けていなくて活動している団体が1団体、合計で3団体を把握しております。

状況ですけれども、補助金を受けている2つの団体のうちの1つは、毎月1回実施をしております。もう1か所については年に3回程度開催しているところございまして、どちらも地域の方が集まるのがメインだったり、認知症当事者、または、そのご家族がお集まりいただくなど、形態は全く異なるんですけども、認知症を考える機会として開催をしているところです。

補助金を受けていない1団体につきましては、補助金を受けるほどのお金はかけていないということで補助金申請はないんですけども、こちらも、不定期ではございますが2か月に1回程度開催をしているようございまして。先日お邪魔した際も、認知症当事者のご夫婦でご参加をして、皆さんで歌を歌うとか絵を描くとか、そういった活動を

されておりました。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 認知症対策、簡単と思うんですけども、何か、広がりというのがあるんですかね。あまり、何か周知とか、何か、人数とかというのが、参加者が増えていくとか認知症の理解が深まるとか、何かそういうような考えで開催しているのか、ちょっとその辺というのはどんな感じで開催しているのでしょうか。どんなふうな意図で補助金出して、どんな思いでやっているのかなというのは聞きたいんですけども、どうなんでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 認知症カフェの運営に対する補助金は、実施要綱に基づいて支出しているものになりますが、その認知症当事者や家族の方が集まれる場所、または、それ以外の方も一緒に集まって、悩みや不安を相談できるような場所、そういった集いの場を運営する事業に対しての補助金になります。

正しい理解についてですけども、おっしゃるとおり、認知症カフェで十分ということとは全くないという認識があります。一方で、高齢者が増えるイコール認知症の方も今後ますます増えるという国の推計もある中で、その認知症をしっかりと予防できるような取組も必ず必要になってくるなというふうに感じています。

認知症サポーター養成講座も、平成21年度からずっと開催しております、令和6年度は9回開催して、約300名の方にご参加をいただいております。実は、イオンモールさんと包括的協定を締結しているご縁で、イオンモールさんの従業員を対象に認知症サポーター養成講座を開催してもらえないかというお話がちょうど今、来ておりますので、調整を進めているところでございます。大人数を対象にご要望をいただいておりますので、今後、打合せをする中でしっかりとすすめていって、認知症というものの正しい理解、認知症の方に対する正しい接し方、そういったものを理解する方がもっと増えるような取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○中島直樹委員長 今、収納課長のほうが総務文教委員会のほうで説明があるということで、退席をいたしました。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 ぜひ認知症の理解を深めて、サポーターも養成どんどんやっていただきたいなと思います。

今、イオンの方を対象にということだったんですが、何か、やっぱりイオンだけじゃなく、いろんな市内の企業向けというのはやっていくと、広がりもあるのかなと思うんですけども、そういう方向性というのは考えがあるんでしょうか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 企業についても、生涯学習の出前講座のような形で、ご要望があれば出向いて、講座を開催しております。先日は、誠和福祉高校からご依頼をいただきまして、高校生を対象に開催をしてみいましたし、これまでの最年少なんですけど、岩瀬小の4年生を対象に開催もしてみいました。そういった依頼があるということは、認知症を理解しようという表れだと思っておりますので、そういった機会を大切にしていってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 賛成多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時08分 休憩

午前 11 時 10 分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

議案第 6 号 令和 8 年度羽生市後期高齢者医療特別会計予算別冊 1 を議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 国保年金課長の秋本です。よろしくお願ひいたします。

初めに、同席する職員を紹介させていただきます。

後期高齢年金係長の山畑でございます。

○山畑佳菜後期高齢年金係長 山畑です。よろしくお願ひします。

○秋本 悟国保年金課長 こちらに入る前に 1 点、訂正をさせていただきたいと思ひます。

先ほどご可決いただきました国民健康保険の特別会計でございます。

松本委員からご質問いただきました人間ドックについてなんですけれども、30 歳から対象だとお伝えさせていただいたところ、すみません、確認しましたら、40 歳以上から助成が可能でございます。訂正しておわび申し上げます。

○中島直樹委員長 松本委員、よろしいですか。

○松本敏夫委員 分かりました。

○秋本 悟国保年金課長 それでは、議案第 6 号 令和 8 年度羽生市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。

参考資料 1、羽生市一般会計・特別会計予算説明書の 233 ページをご覧ください。

歳出の合計額をご覧ください。

歳出予算の総額は 1 億 3,824 万 5,000 円であり、前年度と比較し、1 億 1,911 万 1,000 円、7.8%の増額となります。主な要因は、被保険者の増や子ども・子育て納付金の創設による広域連合への納付金の増額分 1 億 1,561 万 4,000 円によるものです。

後期高齢者医療は、団塊世代の方が 75 歳以上の高齢者になるなど、医療や介護などの社会保障費の増大が見込まれております。本年 1 月末現在の被保険者数は 9,191 人で、羽生市の人口の約 6 分の 1 に当たります。

それでは、歳出からご説明いたします。

予算書の236ページをご覧ください。

まず、右側説明欄、総務一般経費のうち、主なものについてご説明申し上げます。

11節役務費の郵便料402万円は、資格確認書等の一斉切替えや高額療養費申請書の送付等に係る郵便料です。

次に、保険料徴収事業についてですが、主なものとしたしましては、11節役務費中、郵便料178万8,000円は、保険料決定通知書等の郵便料です。

12節委託料中、電算処理委託料138万4,000円は、当初保険料通知作成に係る経費及び地方税共通納税システムの導入に伴うシステム改修です。増額の主な要因はシステム改修に係る費用であり、eL TAXを活用した電子納付の仕組みになります。納付書へ記載される二次元コードから保険料を支払うことができ、24時間365日納付できるメリットがあります。

なお、当該システムは、自治体システムの標準化と同時に導入することを想定しておりますので、令和8年度の執行が見送られる見込みとなっております。

237ページをご覧ください。

保険料納付事業9億5,996万2,000円は、保険料納付金として、埼玉県後期高齢者医療広域連合から示された金額です。

次に、広域連合運営事業については、後期高齢者医療費負担金として、医療費に対する市の負担分5億9,469万9,000円と、広域連合事務費負担金2,256万8,000円で、広域連合からの指示額です。

次に、後期高齢者保健事業の主なものについて説明いたします。

12節健康診査等委託料4,273万5,000円については、受診者数を3,700人と見込み、積算いたしました。前年と比較し、230万4,000円の増となります。要因としては、被保険者の増による受診者の増によるものです。

18節負担金補助及び交付金、人間ドック助成金360万円については、受診者数を人間ドック150人、脳ドック30人で見込み、計上いたしました。

次に、保険料還付金及び還付加算金102万円は、後期高齢者医療保険料の還付金として100万円、還付加算金として2万円を計上したものです。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

234ページをご覧ください。

初めに、第1款後期高齢者医療保険料7億6,550万5,000円は、被保険者に納付いただく保険料です。埼玉県後期高齢者医療広域連合の指示額を基に計上したものです。

続きまして、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金のうち、第1目後期高齢者医療費繰入金5億9,469万9,000円は、広域連合の積算により、羽生市分の総医療費の12分の1を市の負担分として計上したものです。

続いて、第2目保険基盤安定繰入金1億9,445万5,000円は、低所得者に対する保険料軽減分で、広域連合の指示額を計上したものです。

続いて、第3目事務費繰入金7,471万1,000円は、広域連合の事務費に係る市の負担分及び後期高齢者医療事業に係る事務費に対する一般会計からの繰入金です。

次に、第4款諸収入のうち、第2項償還金及び還付加算金102万円は、過年度分の保険料についての還付金加算金に対して広域連合から収入されるものです。

第3項広域連合補助金485万3,000円は、人間ドック等助成金に対し広域連合から補助されるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑を求めます。

質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 重点事業がありましたら教えてください。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 国保と同様に、やはり、昨年12月2日から紙の保険証の廃止に伴いますマイナ保険証の利用だったりとか、資格確認書の利用についてが重点事業となります。

国保と同様に、毎年7月に一斉の更新を行います。昨年は、マイナ保険証の有無にかかわらず、皆さんに一律に資格確認書を送らせていただきました。来年度につきましては、埼玉県といたしましては、まだ見込みということなのですが、85歳以上の方につきましては資格確認書を一律で送らせていただきます。75歳から84歳までの方については、マイナ保険証をご利用の方は資格情報のお知らせを、ご利用出ない方は資格確認書を送るという方針になっております。

より一層混乱等も生じる可能性があります、電話での問合せ等もあるかと思ひます

ので、そちらに対する対応を国保と併せて支障なく行なっていきたいと思います。こちらが重点事業となります。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

○柳沢 暁委員 はい。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

松本委員。

○松本敏夫委員 一応、後期高齢者の該当するの私だけなんですよね。皆さん、まだ年齢そこへ行ってないんですけども、この歳入で、231ページ、ここだよな、繰入金が今年度大きく減っていますよね。その原因は。

〔「234ページです」と呼ぶ者あり〕

○松本敏夫委員 失礼。234ページだ。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 こちらの第1目の後期高齢者医療費の繰入金が減っている理由でよろしいですね。

○松本敏夫委員 そう。

○秋本 悟国保年金課長 こちらは、広域連合から指示額になりまして、算出をしているんですが、実は予算が、こちら、組み立てた後に広域連合から、来年度こちらを調整させていただいて、もう少し上がるだろうという通達がありました。なので、現実はこの予算としては下がっているように見えるんですけども、広域連合は実際欲しかったという金額はもう少し高く、増額しております。なので、ちょっとこちら、予算の範囲内でやらせていただくんですけども、見込みが立たないくらい医療費が増えた場合には、補正予算等で対応させていただきたいと思います。

人のことを言うとあれですけども、広域連合の最初の見立てが少し、やっぱり、少なかったというところが現実でございます。

以上でございます。

○中島直樹委員長 できれば、冒頭の説明で、やっぱり、そういうちょっとイレギュラーなことは、説明の段階でちょっと入れてもらえたほうが我々としてはありがたいかな。そうでないと、なかなか数字だけ並んでいるのを見ても、なかなか我々、気づかないので、その辺はご配慮お願いいたします。

松本さん、よろしいですか。

○松本敏夫委員 いいです。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 先ほど、重点の説明で、85歳以上に紙の資格確認書ですか、なかなかそれだと混乱がというような、予想されるということだったんですけども、何か、羽生市としては、もう85歳に限定しないで紙の保険証を配布するような考えとかというのはないのでしょうか。検討はないのでしょうかね、検討されたりとか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 こちら、広域連合等の指示というか、羽生市独自でやるというところは今、考えておりません。

実際、昨年、全国で見ると数自治体ぐらいはちょっと違う考えでやるということもありませんでしたが、羽生市といたしましては、やはり、マイナ保険証の利用の便利さというのも含めまして、今年度の一斉の資格確認書の送付よりは、少しずつマイナ保険証に慣れていただく運用のほうが全体としてはよいのではないかなと考えておりますので、羽生市はこの県の方針に従って行う用意でございます。

以上です。

○中島直樹委員長 ちなみに、その数自治体、独自でやっているというの、何かありますか。データとかすぐ出ますか。

○秋本 悟国保年金課長 すみません、どこの市町村でとかは、ちょっと記憶は今、ないんですけども、全国で2団体とかそのくらいのレベルだったかと思います。

○中島直樹委員長 全国で。ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 何かその、やっぱり85歳以上というくくりにしたのは何か、どういう意図かというのは何か聞いていますか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 実際、国の指針といたしましてはもう少し、実は、厳しくてという言い方はあれですけども、85歳というのは変わらず、85歳以上の方は資格確認書を、やはり、施設に入っていらっしゃる方だったりとかいろんな要因が増えてくるだろうということが線引きかだと思います。なおかつ、75歳以上で84歳以下の方に

については、マイナ保険証を利用している方ではなくて、利用して、なおかつ直近3か月に使っているとかで、6回以上使っているという要件の方以外の方に資格確認書を送るという形を国は取っています。埼玉県は、そうじゃなくて、マイナ保険証を持っている方でしたらぜひ使ってくださいというところで、資格確認書を送るという意図があると私たちは認識しております。なので、ちょっと話戻るんですけども、85歳でくくっているのは、やはり施設入居者だったりとか、施設に入居するとマイナンバーカードを施設職員が持ち出すのが難しかったりするので、資格確認書を預かって受診ということが想定できますので、そこで線引きしたと考えております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 何か、そうですね、今も施設に入所されている方とかが、なかなかマイナンバーカード取得自体も難しかったりとか、申請も難しかったりとかそういうのあると思うんですけども、そういうのって何か今も改善され……何か方法とかってあるんですか。やはり難しい、恐らく、施設に入っていると取得も難しいしというのがあって、むしろ紙で送ってもらったほうが楽だという話が前からあると思うんですけども、その辺、改善されないと、やっぱり85歳以上でくるよりかは、結構、入所されている方というのは70代でもいると思うんですけども、その辺というのは何かあるんでしょうか。改善されたりとかというのはあるんでしょうか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 そちらの医療受診についてなんですけれども、やはり、マイナンバーカードにひもづいた保険証で受けるか資格確認書で受けるかというところになりますので、マイナンバーカードの本人以外の所持というところのお話になってくるかと思えます。今、まだ、やはりマイナンバーカードはご自身が使うものというところの認識が多いもので、施設に方につきましてはいわゆる保険証、資格確認書をお渡しして、施設の職員の方が窓口で手続をするなどが望ましいと考えているところが現状になります。

以上でございます。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

○柳沢 暁委員 はい。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 すみません、今の柳沢委員の話の中でも、ちょっと確認なんですけれども、要は資格確認書を、85歳以上の方はマイナ保険証を持っていても持っていないくても、もう強制的に資格確認書が送られてきて、75歳以上84歳までの方は、マイナ保険証を持っている人には資格確認書は来ないけれども、マイナ保険証を持っている人、持っていない人で、要は、マイナ保険証に登録していない人は資格確認書が来るという理解でいいんですよね。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 川田委員おっしゃるとおりで、75歳から84歳の方はマイナ保険証を持っている方のみが資格情報のお知らせが行きまして、持っていない方につきましては、マイナンバーカードを持っていない方がマイナ保険証になっていない方につきましては資格確認書、従来の保険証のようなものが送られます。

以上でございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。分かりました。納得できましたので大丈夫です。

あと、マイナ保険証の、マイナンバーカードがちょっと出たんで、これ課長に聞いていいのかわからないですけれどもマイナンバーカードの更新ってあるじゃないですか。更新来的时候に、それも何人かから言われたんですけれども、マイナンバーカードの更新をするのにほかに身分証明書を持ってきてくれと言われたというんですよ。マイナンバーカードがあつて、マイナンバーカードの暗証番号も分かっているのに、これ更新に来ましたといったら、身分証明書もう一個持ってきてくれと。いや、免許返しちゃったしどうしたらいいの。これってどういうことなのかなと、ちょっとお聞きしたい。担当が違ったら申し訳ないですけれども。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 すみません、ちょっとこの場は正しい発言をしなければいけないので、市民生活課所管部分になるので、ちょっと確認が必要だと思います。申し訳ございません。

○川田真也委員 確認していただいて結構なので、後で教えてください。よろしくお願いいたします。

以上です。

○秋本 悟国保年金課長 承知しました。

○中島直樹委員長 マイナンバーカードそのものがまだそういう扱いなんでしょうね。
ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

いいですか。

〔発言するものなし〕

○中島直樹委員長 それでは、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案はこれを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 挙手多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時31分 開議

○中島直樹委員長 それでは、再開いたします。

続きまして、議案第12号 令和7年度羽生市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）別冊5を議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 引き続きよろしくお願ひいたします。

補正予算及び説明書の24ページをご覧ください。

第7款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険税還付金、第2節還付金200万円につきまして、過年度分における国民健康保険税について、社会保険に加

入したことによる資格喪失や所得の変動による国保税の減額などにより発生する還付金が、所得構成の増加や介護保険における施設入所者の免除申請があったことにより、当初予算に不足が生じたため、増額補正をするものです。

なお、財源につきましては、特別会計内での財源調整を行い、前年度繰越金を充当いたします。一般会計からの追加繰越しはございません。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 それでは、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方は順次発言を願います。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって討論を終結いたします。

採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○中島直樹委員長 賛成全員と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 33 分 休 憩

午前 11 時 34 分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

次に、議案第 18 号 羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

国保年金課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 引き続きよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第18号 羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

初めに、今回の国民健康保険税条例の一部改正を行う理由についてご説明いたします。

大きく2つあります。1つは、子ども・子育て支援納付金分を課税区分へ追加する改正です。2つ目は、賦課限度額を地方税法に規定する限度額へ引き上げる改正です。

改正項目の重要な部分につきまして、議案第18号 羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例によりご説明させていただきます。

1つ目の子ども・子育て納付金分につきましては、改正文中、第2条に子ども・子育て支援納付金課税額の定義を明記し、第7条の3、第7条の4、第7条の5により、賦課税率について所得割を0.31%、均等割を2,044円と定めさせていただきます。

なお、この税率につきましては、令和9年度より、埼玉県下市町村標準保険税率の準統一に伴い埼玉県から示された令和8年度の羽生市の市町村標準保険税率を採用しております。

また、11条第9項により賦課を開始する期日を定め、子ども・子育て支援納付金分は、18歳を迎えた年度の3月31日までは賦課しないこととする全額軽減措置を講じております。

次に、賦課限度額の改正についてですが、条文第2条第2項及び第3項に、医療分を65万円から1万円増の66万円、後期高齢者支援金分を24万円から2万円増の26万円、合計では106万円から109万円となります。

最後に、今回の改正による影響世帯数、影響額について申し上げます。

今回、令和7年11月時点のデータを基に試算した結果をご報告いたします。国保加入世帯数6,985世帯、被保険者1万202人であり、11世帯を除く全てが増額となります。子ども・子育て納付金は、18歳以上、いわゆる大学1年生以上の被保険者全員に賦課されます。県での試算では、羽生市で総額3,033万1,229円の税収増を見込んでおりますが、拠出金であるため、全額相当分県へ拠出する運用となっております。

また、賦課限度額の引上げにつきましては、85世帯が影響を受け、223万

6, 177円の税収増を見込んでおります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 今、増税のところも説明がありました。大体、何か標準的な家庭だとどれぐらい増税になるかとかそういう、ないですかね。そういう資料とかってありますか。それについてお知らせください。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 先ほどの国保の特別会計でもちょっとご説明させていただいたところですが、全世帯で平均しますと1世帯4,000円ばかり増税となるんですが、国保で一番多い1人世帯で所得が100万円に満たない世帯ですと、増税額は年間2,000円前後となる見込みとなっております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 そうすると、例えば、夫婦と子ども2人とかそういった世帯だとどれぐらいの増税になるとか、そういう試算はされていないのでしょうか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 モデルケースといたしまして2人世帯、夫が70歳、妻が65歳というモデルケースなんですけれども、所得が、この方が80万円あったといたしましたら、差額が1,800円で、所得が夫のほうが300万円あるとしますと、差額が8,300円となります。やはり、所得に応じて所得割が賦課されるもので、そこに応じてかかるものでございます。なので、先ほど申し上げたとおり、100万円以下の所得の方が多くを占めている国保にとっては、所得割がかからないところもありますので、2,000円以下で収まるというところがモデルとなっています。

以上となります。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 増税となる世帯で増税額が大きい世帯というのはどれぐらいなんですか。今回、最大といいますか、どういう世帯が大きくなるのかお伺いします。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 子ども・子育て支援納付金の増税でよろしいですよ。そちら

につきましては、ただ、こちら上位法の国の国民健康保険法の関係の地方税法の施行例がまだ定まっていないので、賦課限度額がまだちょっと定められない状態なんですね。ただ、国のほうから賦課限度額が、所得割が3万円になる見込みで今、調整をしているという連絡はあります。なので、1世帯多くても3万円が限度になります。

ただ、人数によると、均等割が2,044円かかりますので、例えば、4人世帯ですと3万8,000円ほど増額になるところが最大限と考えております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 よろしいですか、ほかに。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 あと、あれですか、賦課限度額、所得で言うとどれぐらいがラインになるんでしょうかね。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 試算によりますと、大体900万円ぐらいがその上限のアップになります。

○柳沢 暁委員 所得が。

○秋本 悟国保年金課長 はい。所得が900万円ですね。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 やっぱり、900万円って結構、そんなに高くないんですよ。高額というほどでもないんですけども、何かもっと上のほうから課税するような考えというのはないんでしょうか。何か結構そこ、もっと上のほうから取ったほうがいいのかなというふうに思うんですけども、その辺はどう考えているんでしょうか。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 やはり上位法がありまして、国民健康保険法に基づいて、そこは累進的になっていないところがございますので、そこにつきましては均等割と、あとは所得割と、所得に応じてというところになりますので、その細分化というところは、今のところはできないような状況となっております。

以上でございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 ちょっと確認です。

だと、羽生市独自だとそういうのはできないんでしょうかね。ちょっとそういう確認です。今、上位法がどうかということだったんですけれども。

○中島直樹委員長 国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 国保の賦課のやり方につきましては、国の上位法に基づいて賦課するもので、そちらはできないと理解しております。

以上でございます。

○柳沢 暁委員 分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

では、これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 議案第18号 羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

所得が大体900万円以上の方が賦課限度額いっぱいになって、3万円以上増税になるということでした。だと、やはり900万円ということは、夫婦でそれぞれ大体450万円ぐらいの所得の方というのは対象になるわけで、やはり、そういうところを厳しくするという考え方よりかは、どちらかというともっと上のほうの、収入が高いところに負担を求めるべきだと思います。そういう点から反対いたします。

○中島直樹委員長 ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 賛成多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 43 分 休 憩

午前 11 時 45 分 開 議

○中島直樹委員長 再開いたします。

続きまして、次は、議案第 19 号 羽生市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

高齢介護課長に説明を求めます。よろしく申し上げます。

高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 高齢介護課長の佐藤でございます。よろしくご願ひいたします。

同席する職員を紹介いたします。介護保険係長の小野塚です。

○小野塚 祐介護保険係長 小野塚です。よろしくご願ひいたします。

○佐藤友美代高齢介護課長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第 19 号 羽生市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

参考資料 8、羽生市介護保険条例の一部を改正する条例の要旨をご覧ください。

まず、条例改正の理由及び概要についてですが、令和 7 年度の税制改正において、物価上昇への対応とともに就業調整にも対応する観点から、給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げる見直しが行われました。一方で、介護保険制度は原則 3 年を 1 期とするサイクルで、市町村において保険料収入を見込んだ上で事業運営を行っております。介護保険料は、市町村民税の課税状況や合計所得金額を算定基準としているため、今回の税制改正により介護保険料収入が減少し、現在の第 9 期介護保険事業計画において、保険料収入不足により事業運営に支障が出る事態を避けるため、国が、介護保険制度については税制改正の影響を受けまいよう、介護保険法施行令の規定について所要の改正を行いました。これを受け、本市における関係条例の一部を改正するものです。

具体的には、条例の附則第 11 条及び第 12 条を加えることで、令和 8 年度の介護保険料の算定に限り、給与収入が 55 万 1,000 円以上 190 万円未満の方は、介護保険料の算定基準となる合計所得金額が調整するための額を加えることで税制改正前の水

準まで引き上げられ、また、市町村民税の課税・非課税段階の判定についても同様に、税制改正前の基準に基づいて計算されます。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 税制改正でこの控除額が55万円から65万円に引き上げられたということで、それだけだとあれですよね、負担軽減には、通常だとなるんですよね、きっと、これだけだと。ただ、それだと税収が減るから、一時的に元に戻すようなことが書かれているのかなと思うんですけども、そういうことなんでしょうか。ちょっとその辺、住民にとってはそういう動きになるのかどうか、ちょっとその点確認です。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 税収というよりは保険料にはなりますが、例えば、今年度と合計所得金額が変わらなければ、次の令和8年度の保険料も同額の保険料となる措置ということになります。

以上です。

○柳沢 暁委員 まあそれはそうですね、同額になっているんで。

これ適用しなければ負担軽減になるということになるのかなと思うんですけども、保険料が下がってということになると思うんですけども、そういうことなんでしょうかね。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 おっしゃるとおり、今回の税制改正は給与所得控除の額が55万円から65万円に10万円控除額が増えますので、当然、給与所得は10万円、計算方法は様々ですが、必ず減るような税制改正になっております。その基準に当てはめて介護保険料を算定しますと、一部の方については介護保険料が下がるということになります。それを1年間に限り阻止するために今回の条例改正になっております。

以上です。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 あと、この条件に当てはまる人の人数ってどれぐらいいるんでしょうか。影響額といいますか、影響というのは。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 具体的な影響を受ける人数は把握はしておりませんが、国の荒い推計、本当に荒い推計になりますが、保険料収入の1%程度の影響の可能性を想定しております。これを羽生市に置き換えますと、令和8年度の介護保険料予算が12億9,184万9,000円でしたので、その1%、約1,300万円の影響があるであろうというふうに見込んでおります。

以上です。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 影響を受ける人数というのは特に分からないということなんですか。

○中島直樹委員長 高齢介護課長。

○佐藤友美代高齢介護課長 申し訳ありませんが、人数については把握をしておりません。

以上です。

○中島直樹委員長 よろしいですか。

○柳沢 暁委員 はい。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○中島直樹委員長 よろしいですか。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

○中島直樹委員長 討論もないようですので、終結いたします。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○中島直樹委員長 賛成多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後の会議は1時から始めます。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

次は、一般会計の補正予算になるんですが、その前に、国保年金課長から発言を求められております。

国保年金課長。

○秋本 悟国保年金課長 国保年金課長の秋本です。午前中はどうもお世話になりました。

最後の羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、私の答弁に誤りがありましたので、ちょっと訂正させていただきたいと存じます。

柳沢委員からのご質問で、子ども・子育て支援納付金につきまして、賦課限度額のお話をさせていただきました。3万円になる見込みとお話しさせていただきました、そのとき、誤って所得割のほうで3万円、均等割でそのほかかかりまして3万8,000円ほどかかる場合もあるとお話しさせていただきましたが、3万円となる見込みの場合は所得割・均等割含めまして3万円が上限となりますので、訂正させていただきました、おわび申し上げます。失礼いたしました。

○中島直樹委員長 柳沢委員、よろしいですか。

○柳沢 暁委員 はい。分かりました。

○中島直樹委員長 お疲れさまでした。

○秋本 悟国保年金課長 すみません、ありがとうございました。

○中島直樹委員長 暫時休憩します。

午後 1時02分 休憩

午後 1時03分 開議

○中島直樹委員長 再開いたします。

続きまして、議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）別冊5のうち、都市民生委員会付託部分を議題といたします。

建設課所管部分について、第2条繰越明許費の補正を含めて建設課に説明を求めます。
よろしくをお願いします。

建設課長。

○横田徳司建設課長 建設課長の横田でございます。

同席する職員を紹介させていただきます。

課長補佐兼治水係長の大澤でございます。

○大澤 健課長補佐兼治水係長 大澤です。よろしくお願ひいたします。

○横田徳司建設課長 よろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）のうち、建設課が所管します事業についてご説明いたします。

資料の別冊5、令和7年度羽生市一般会計・特別会計補正予算書及び説明書（議案第10号から議案第13号）の9ページをご覧くださいと思います。

右の説明欄中段の土木総務費一般経費についてご説明いたします。

第12節委託料の道路台帳補正業務委託料2,450万円は、利根川堤防強化事業や中川河川改修事業に伴う認定及び廃止、民間開発行為に係る道路の認定及び廃止、また、市で施工しました道路新設改良、側溝新設改良などの工事実施に伴う現地の変更などに対応するよう台帳図、実延長図などの補正に要する委託料の計上です。

第14節工事請負費の公共残土搬出工事請負費1,650万円は、西公園にストックしてある公共事業で発生した残土を国の堤防強化事業の現場に運搬し、処分するための工事費の計上です。

説明欄下段の道路新設改良事業についてご説明します。

第14節工事請負費、道路新設改良等工事請負費3,900万円は、各地域における生活道路の整備として、各自治会長様からご要望いただいた箇所としまして、令和8、9年度の工事要望受付分のうち、舗装工事11か所の工事費の計上でございます。

工事箇所につきましては、別の資料となります。

こちら資料、議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算道路新設改良事業箇所図をご参照願います。

なお、昨日ご説明しました令和8年度当初予算での地区要望の舗装工事は、ゼロ債務負担による3か所で、こちらと合わせて合計14か所となっております。

また、令和8年度に予定する地区要望の側溝工事17か所につきましては、令和8年9月補正での計上を予定しております。

予算書に戻りまして、次に、説明欄一番下の公園整備事業についてご説明します。

第12節委託料の1項目め、中央公園野球場グラウンド改修工事実施設計等業務委託料55万円は、令和6年度に作成した設計を修正し、設計図書の作成をする委託の計上です。

10ページに移りまして、2項目め、公園整備等設計業務委託料220万円は、中央公園陸上競技場スタンド防水修繕工事の設計図書作成及び公園遊具更新工事の設計図書作成に要する委託料の形状です。

第14節工事請負費の1項目め、公園整備等工事請負費1,363万5,000円は、公園における老朽化した遊具の更新やベンチの更新のほか、羽生平和公園の噴水設備改修などに要する工事費の計上です。

2項目め、中央公園野球場グラウンド改修工事請負費1,120万円は、内野と外野で段差が生じている芝について、内野・外野の境界部幅10メートルの芝の貼り替えを行い改善を図ろうとする工事費の計上です。

第17節備品購入費の庁用器具費20万円は、羽生中央公園野球場において、スコアボードに不具合が生じた場合にも競技が継続できるよう、可搬型のボールカウントLED電光表示板を購入する費用の計上です。

次に、説明欄中断の水害対策経費についてご説明します。

第14節工事請負費のアンダーパス排水ポンプ等更新工事請負費2,970万円は、国道122号の2号アンダーにおいて、老朽化により降雨時の稼働に支障が生じるおそれがあるポンプ施設一式の更新工事に要する工事費の計上です。

4ページをご覧ください。

ただいま説明しました4つの事業につきましては、国の経済対策として追加交付となった地方交付税を活用し、令和8年度当初予算と合わせた一体的な予算としまして、事業期間が令和8年度に及ぶことから、全額を繰越明許費として上程させていただいております。

第2表繰越明許費補正の追加分、下段の第8款土木費、土木総務事業4,100万円、道路新設改良事業3,900万円、公園整備事業2,778万5,000円、5ページに移りまして、第9款消防費、水害対策事業2,970万円と記載のとおりでございます。

す。

以上、建設課が所管します事業についてご説明させていただきました。ご審査よろしくをお願いします。

○中島直樹委員長 ただいまの課長の説明に対し、質疑のある方はどうぞ。

柳沢委員。

○柳沢 暁委員 10ページの右上にある14節工事請負費のところですか、平和公園の噴水設備の何か修繕みたいなものは、言っていたと思うんですけども、説明のほうで、具体的にはそれはどんな内容なんでしょうか。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 羽生平和公園に噴水があるのはご存じだと思うんですけども、こちらのポンプの種類が6基ほどございまして、そちらのポンプを交換するというもので、具体的には、噴水の真ん中にあるポンプ、それから、真ん中だけでなくその噴水自体、噴水となっている自体のポンプ、それから、ろ過ポンプなどいろいろ細かいポンプがたくさんあるんですけども、そのうちの6基を交換するもので、工事費としましては166万7,000円ということで見込んでいるものでございます。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 何かあれですか、老朽化で何年かに1回こういう工事といいますか、入替えが必要なんでしょうか。今回あれですか、何年たったからとか古くなったからとか、どういう基準で交換が入るのか、ちょっとその辺をお伺いします。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 ポンプのほう、噴水のほうのポンプなんですけれども、稼働以来、今まで交換がございまして、個別というのはいり得るんですけども、基本的には今回、点検の結果、大分痛みが来ているということで、もういつ止まってもおかしくない状態のものについて交換をするといった内容のものでございまして、定期的というものではございません。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 ポンプ自体はあれですか、全部で何基あって、そのうちの6基交換ということだと思うんですけども、全部では幾つあるんですか。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 ポンプなんですけれども、噴水の真ん中にあるモニュメントポンプ、

水盤ポンプ、噴水ポンプが2基、それから、霧状のものが出る噴霧ポンプ、それと、水をろ過するろ過ポンプ、それから、排水するための排水ポンプ、合計8個のポンプがございまして、そのうちの6基を交換するということになります。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 分かりました。あと2つ、まだ古い状態で残るということは、また古くなって、来年、再来年、いつか交換するものかは分からないんですけども、交換が発生するという可能性があるということでしょうか。それとも、何かそのポンプは丈夫で、しばらく交換は不要なのか、どれぐらいの費用がかかってくるのかちょっと確認できればと思います。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 ほかのポンプなんですけれども、今のところ交換は不要ということでなっております、これもまた時期を見て、時期といたしますか様子を見て、また悪くなってくると交換が必要になるのかなというふうに考えております。

○中島直樹委員長 柳沢委員。

○柳沢 暁委員 分かりました。

ちなみにあれですか、何年たったんでしょうか、その稼働を開始して。それ確認です。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 平成6年度に設置をしております、31年が経過をしていると。

○柳沢 暁委員 なるほど、分かりました。

○中島直樹委員長 ほかに質疑はございますか。

川田委員。

○川田真也委員 お世話になります。

1点なんですけれども、9ページの土木総務費のところの14節、公共残土搬出工事請負費1,650万円上がっているんですが、昨日松本委員が西公園の管理費が、これこんなにかかるのというお話がありまして、その管理費とは別にこれ工事、多分、課長の説明もあったかと思うんですけども、その残土を運べば国のほうで堤防強化事業に使うんで、残土処理料はかからないで、残土の搬出の工事は羽生市で持ってくればというような話だったと思うんですけども、その搬出費用が1,650万円かかるのかと思ったんですね。これどんな工事をするのか、予定が分かっていたら教えてほしいんですが。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 工事の費用的には、重機によりまして、10トンダンプに積み込みます。それを運び出すという内容でございます。

具体的には、その土量なんですけど、約3,000立方メートルの土砂を運ぶものとなります。距離的には、西公園から利根川まで4キロメートル離れているということで、その見込みでございまして、利根川のほうへ、河川敷内に泥を置くといった内容の積算となっております。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 ありがとうございます。

3,000立方メートルを10トンダンプでというと、私もちょっと詳しくないんで、ダンプ何台分ぐらいなんですか。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 10トンダンプに換算しますと500台ということになってございます。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 分かりました。500台、結構ですね。かかるよなと思ったけれども、500台だとなるほどと思いました。

ただ、やっぱり結構な費用かかるし、残土、例えば、自前で処理するとなるともっとかかっちゃうかと思うんですけども、仮に、残土を搬入しないで残土処理業者等に処理をお願いするとなった場合というのはどれぐらい費用がかかるか分かりますか。わかる範囲で結構です。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 基本的に、残土処分先といいますとUCRという機関があるんですけども、そちらのUCRのほうへ処分をお願いするという形になるんですけども、その場合にしても、運搬はこちら持ちということになりまして、さらに、そちらの受入れ費用というものがかかります。それが、直接工事費で650円、1立米当たり650円かかりますということでございまして、それには3,000立米、さらに諸経費が乗ってきますので、そうすると、処分費だけで350万円ぐらいかかるということなんですよ。

○中島直樹委員長 川田委員。

○川田真也委員 詳しくありがとうございます。今話を聞くと、3,500万円ぐらいは節約できるんだよと、残土を運んで土手で使っていただければというふうに理解していいわけですね。もしも、今回これで上がっているように国交省のほうで使わないからこれ片づけてねとなると3,500万余計にかかっちゃうけれども、今回は使っていただけるので、それはかからないけれども、運搬費もかかるのでというふうに理解してよろしいわけですね。

○中島直樹委員長 建設課長。

○横田徳司建設課長 失礼しました、350万円です。すみません。

○川田真也委員 350万円ね。そういう理解でいいね。

○横田徳司建設課長 350万円が、はい、節約できるということになります。

○川田真也委員 オーケーです。

○中島直樹委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

○中島直樹委員長 討論もないようですので、これをもって終結いたします。

これより採決を行います。

議案第10号 令和7年度羽生市一般会計補正予算（第12号）を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○中島直樹委員長 挙全員数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時21分 休憩

午後 1時21分 開議

○中島直樹委員長 再開します。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1時21分 散 会